



自治体の消費生活センターだと思ったら行政書士等から費用請求

事例

スマートフォンでアダルトサイトに入ってしまった、動画の再生ボタンを2回押したら突然「登録完了。3日以内に年会費約10万円を支払うように」と表示された。退会しようと業者に電話をすると「すでに登録になっている。17時までには振り込むように」と言われたため、慌てて「消費者センター」をインターネットで検索し、画面の上位に表示された相談窓口で電話をした。行政書士の事務所のように、「4万円でサイトに知られた個人情報を削除してあげる」と言われた。（学生 女性）



ひとことアドバイス

- 公的な窓口である消費生活センターに相談しようとしてインターネットを検索し、上位に表示された機関に相談したところ、民間業者や一部の行政書士であり、費用を請求されたという事例が報告されています。
- インターネットで検索する際には、「広告」と「検索結果」の違いに気をつけましょう。
- 民間業者や行政書士が「解約交渉を行う」ことは、法律に触れる可能性があります。
- 日ごろから、お住まいの自治体の消費生活センターや消費者ホットライン(0570-064-370)の電話番号をスマートフォンなどに登録しておきましょう。消費者ホットラインは、7月1日より188番での案内を開始します。

さぼーとくん

